

第 12 章 法令に基づく諸手続き

1. 文化財保護法等に基づく手続き

文化財保護法等に記載されている管理・保護の手続きを次のとおり整理する。

文化財保護法や同法施行令及び規則の関係する部分については、原文(抜粋)を資料編に掲載する。

表 12-1-1：管理・保護に関する諸手続き

| 事項 | 手続 | 期限 | 根拠法令 | 規則等 |
|-------------------------|------|--------|-------------------|---|
| 管理責任者の選任、解任 | 届出 | 20日以内 | 文化財保護法第119条第2項 | 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第1条、第2条 |
| 所有者の変更 | 届出 | 20日以内 | 文化財保護法第120条 | 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第3条 |
| 管理責任者の変更 | 届出 | 20日以内 | 文化財保護法第120条 | 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第4条 |
| 所有者(管理責任者)の氏名、名称又は住所の変更 | 届出 | 20日以内 | 文化財保護法第120条 | 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第5条 |
| 滅失、毀損、亡失及び盗難 | 届出 | 10日以内 | 文化財保護法第118条、第120条 | 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第6条 |
| 土地の所在、地番、地目又は地積の異動 | 届出 | 30日以内 | 文化財保護法第115条第2項 | 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第7条 |
| 現状変更等 | 許可申請 | — | 文化財保護法第125条第1項 | 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第1条、第2条、第3条 |
| | 報告 | 遅滞なく | | |
| 復旧 | 届出 | 30日前まで | 文化財保護法第127条第1項 | 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧に関する届出に関する規則第1条、第2条、第3条 |
| | 報告 | 遅滞なく | | |
| 管理、修理等に関する技術的指導 | 依頼 | — | 文化財保護法第118条、第120条 | 国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則第3条 |
| 保存活用計画の認定 | 申請 | — | 文化財保護法第129条の2 | 重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令第40条、第41条 |

2. 現状変更等の手続の流れ

高輪築堤跡の保存管理にあたって、必要となる諸手続の流れについて、通常の現状変更等の手続の流れと、緊急処理を要する可能性が高い毀損等の処理の諸手続の流れは次のとおり。

(1) 現状変更等の手続の流れ (図 12-2-1)

史跡指定地内及び周辺地で史跡の「現状を変更する行為」や「保存に影響を及ぼす行為」に該当すると思われる行為を実施する場合は、実施者が港区教育委員会と事前協議・相談を行うことを基本とし、必要に応じて文化庁、東京都教育庁と協議する。具体的には次に示す流れで手続を進める。

事前協議は、申請から許可までの期間と現状変更行為の内容を考慮し、計画段階から実施する。

(2) 毀損等の手続の流れ (図 12-2-2)

台風や大雨、地震等により緊急を要する毀損等が起こった場合は、通常の維持管理で対処できる軽微な毀損等を除いて、先ず、史跡の所有者が毀損等の状況を迅速に港区教育委員会に報告した上で、文化庁長官宛てに毀損等に関する届出を行う必要がある。また、発生した毀損等が二次災害の危険を及ぼす場合は、被害拡大防止の応急処置を施し、今後の対応について港区教育委員会と協議を行い、修理手法等の検討を行う必要がある（協議は、港区教育委員会の判断により、状況に応じて文化庁及び東京都教育庁と行う。）。

修理手法が現状復旧であれば、復旧届を着工の 30 日前までに文化庁長官宛てに提出し、修理を行う。ただし、現状と異なる素材等を使用して修理を行う場合については、現状変更許可申請の提出を行い、その許可を得て対処を行う必要がある。

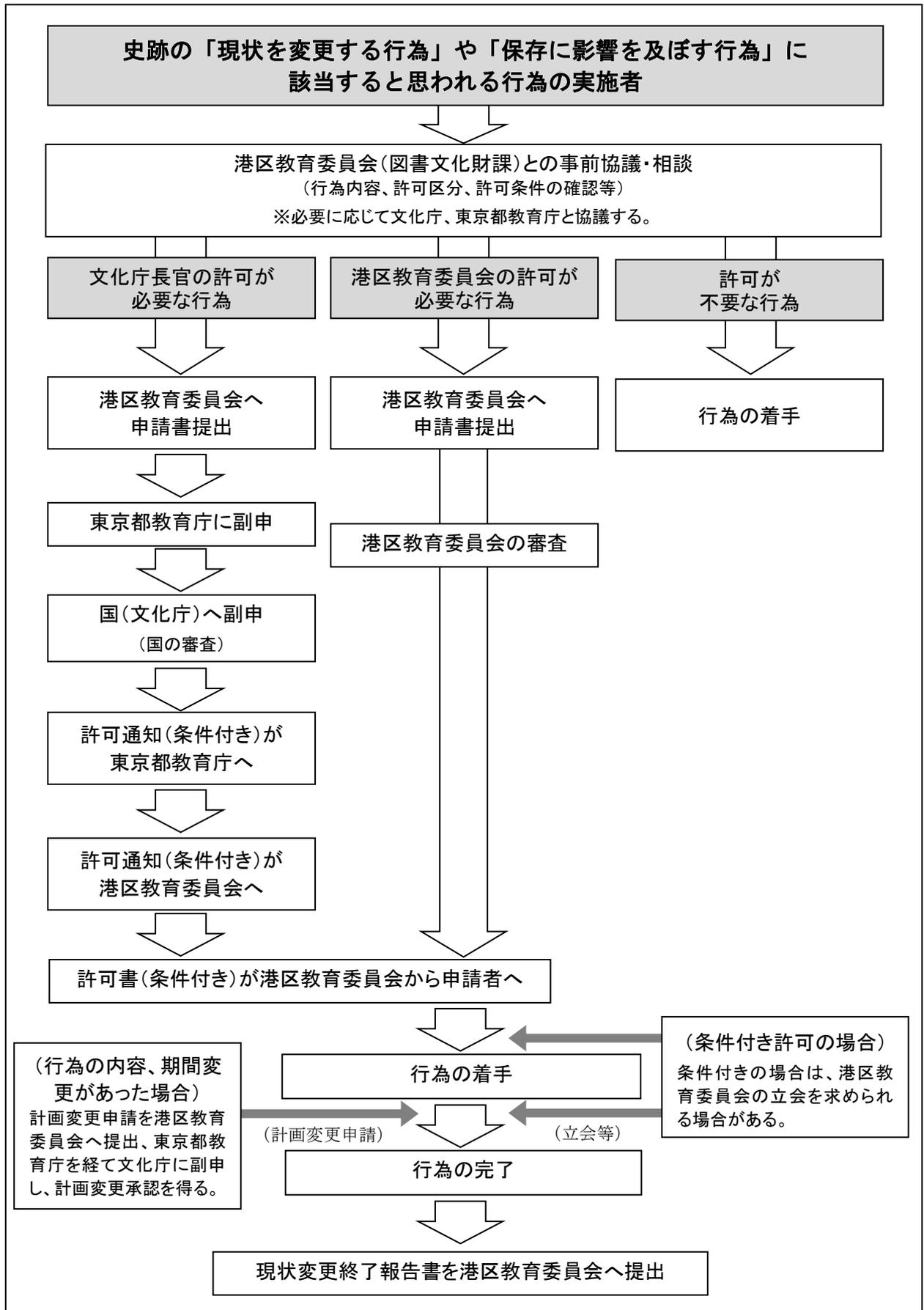


図 12-2-1 : 現状変更等の諸手続きのフロー図

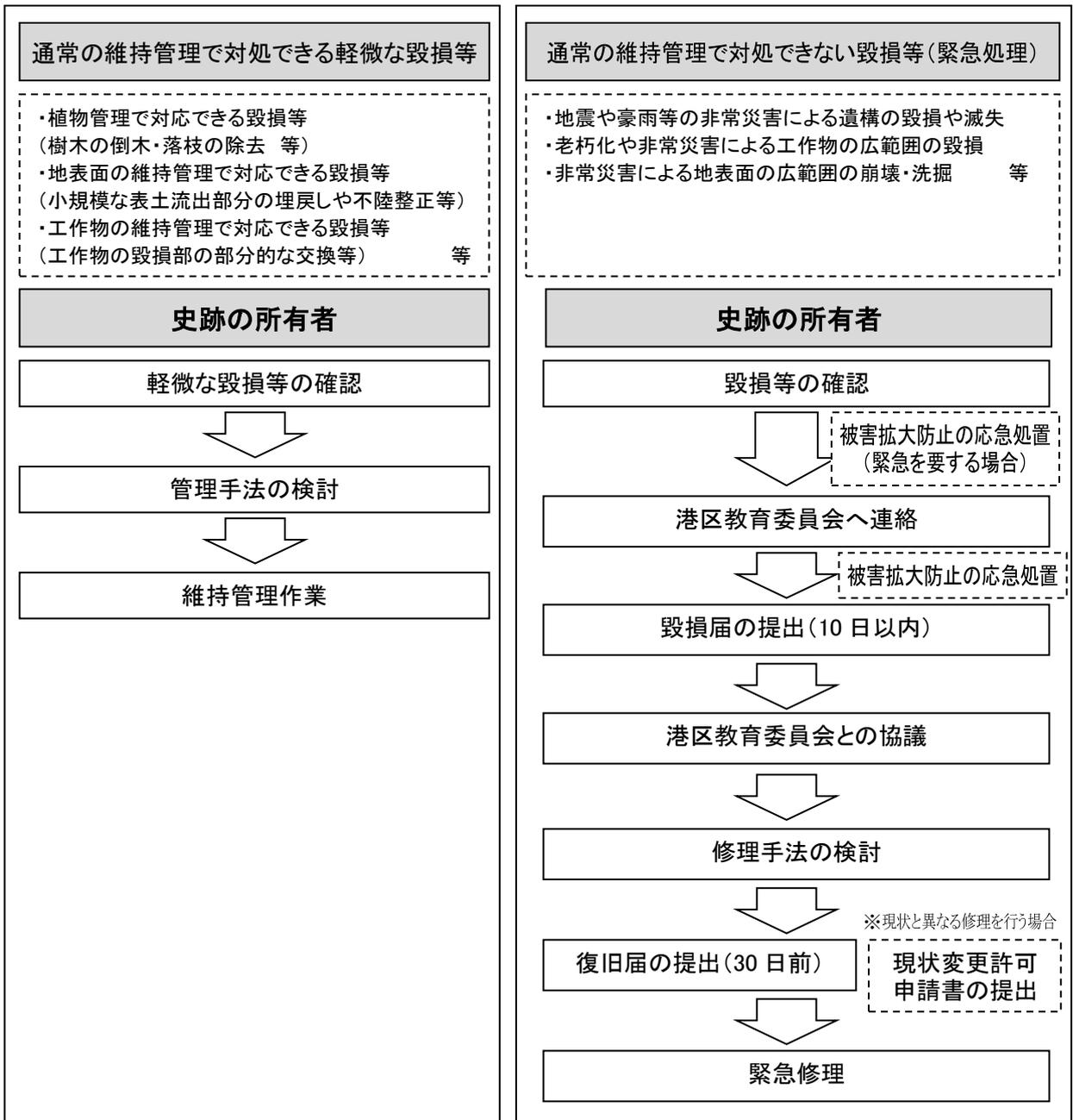


図 12-2-2 : 毀損等の発生時の諸手続きのフロー図